



裁判員に選ばれるまで



平成21年5月21日にスタートする裁判員制度。すでにその裁判員の候補者の選定が始まり、12月までには該当者への通知が発送されます。

そこで今号では、裁判員制度の概要と、市内から選定される裁判員候補者の人数などについてお知らせします。

裁判員制度の概要

●裁判員制度とは

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

●裁判員裁判を行う裁判所

蒲郡市より選出された裁判員は、名古屋地方裁判所岡崎支部に行くこととなります。

●裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪(左記に一例)に関する第一審の刑事訴訟事件です。
・殺人
・保護責任者遺棄致死
・危険運転致死
・強盗致死傷
・身代金目的誘拐
・傷害致死

裁判員になったら

候補者名簿には、蒲郡市から207人(平成21年度)が登録されます。

●裁判員の時間的負担

裁判員裁判では、連続的(ほぼ毎日)に審理を行うことを予定しているため、裁判に要する期間は、約7割の事件が3日以内に、約9割の事件が5日以内に終了すると見込まれています。

1日に行う裁判の時間は、通常5時間程度(休憩や昼食の時間を除く)となります。

●裁判員への旅費・日当

実際に裁判所へ出向いた裁判員や裁判員候補者には、交通費と時間に応じた日当(1日あたり1万円以内)が支払われます。

●裁判員の守秘義務

裁判員や裁判員であった人には、裁判員法により、一定の秘密を守る義務が課され、その違反に対しては罰則が定められています。

●裁判員の保護

裁判員が事件の関係者などから危害を加えられないように、法律や裁判の運用面で保護されます。

裁判員選定の流れ

①平成20年12月

(裁判員候補者へ通知)

裁判員候補者名簿に登録されたことを通知します(蒲郡市では207人が該当)。また、客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を送付します。候補者名簿への登録期間は1年です。

②平成21年5月

(くじで候補者を選定)

事件ごとに裁判員候補者名簿の中からくじで裁判員候補者(おおむね50〜100人)が選ばれます。

③裁判の6週間前まで

(呼出状が届く)

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ(呼出状)が届きます。

④裁判の当日

(6人の裁判員を選任)

裁判員候補者のうち、辞退の申し出をしなかったり、質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった方は、選任手続の当日、裁判所へ行きます。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無などについて質問をし、最終的に6人の裁判員が選ばれます。(通常、午前中に選任手続が終了し、午後から審理が始まります。)